

広域連携について (追加資料)

職員の共同活用に係る現行法制上の取扱い

職員の共同活用に係る現行法制上の取扱い

○ 例えば、A市の職員がB町の事務を支援する場合、現行の地方自治法（以下「法」という。）において、多様な方式が可能であるが、A市とB町のそれぞれの役割の大きさによって、以下のとおり整理できるのではないかな。

A市の職員がB町の事務を支援する場合の方式

1. 役割＝A市 事務＝A市（B町の事務処理支援）

A市の役割・事務として、A市の職員がB町の事務処理を支援

⇒ 職務命令による事務従事

（例）連携中枢都市圏の中心市が連携市町村分を含めて産業連関表を作成して連携市町村に提供

2. 役割＝B町 事務＝B町→A市

B町の役割だが、B町からA市に事務処理権限を移して、A市が管理執行

（A市の職員が処理）

⇒ 「事務の委託」（法第252条の14第1項）

（例）B町の常備消防に係る事務について、規模が大きく、人員体制や装備の充実しているA市に委託

3. 役割＝B町 事務＝B町

(1) B町の名において、A市が管理執行（A市の職員が処理）

⇒ 「事務の代替執行」（法第252条の16の2第1項）

（例）B町が処理する公害防止に係る事務のうち、専門性が高く、町単独での事務処理が困難なものについて、A市が代替執行

(2) A市とB町が協議会を設置して、B町の名において、協議会が管理執行（協議会の

事務に従事する職員（≡A市の職員）が処理）

⇒ 「管理執行協議会」（法第252条の2の2第1項）

（例）A市とB町を含む近隣の複数市町村で下水処理場を共同管理するための協議会を設置し、A市が事務局として事務処理

(3) A市とB町が内部組織を共同設置して、B町が管理執行（当該内部組織に属する職員

（≡A市の職員）が処理）

⇒ 「内部組織等の共同設置」（法第252条の7第1項）

（例）A市とB町を含む近隣の複数市町村で広域福祉課、広域まちづくり課等を共同設置し、A市が幹事市として事業者向け許認可や監督等の事務を共同処理

(4) A市の人的資源の提供を受けて、B町が管理執行

⇒ 「職員の派遣」（法第252条の17第1項）

私法上の委託

（例）連携中枢都市圏の中心市の技師が、委託契約に基づき、連携市町村の建築施設点検報告書、長期修繕計画を作成

事務処理への
B町の関わり 小

事務処理への
B町の関わり 大

職員の共同活用に係る事業に関する連携協約・都市圏ビジョンにおける記載例

【１．職務命令による事務従事の例】

備後圏域連携中枢都市圏（産業連関表の作成・活用）

〈連携協約（福山市と三原市の連携協約）〉

連携施策	取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域全体の産業振興の仕組みづくり	イ 備後圏域産業連関表の作成・活用 圏域全体の産業振興に資する備後圏域産業連関表を作成し、活用する。	備後圏域産業連関表の作成（基礎調査を含む。）に取り組む。また、より効果的な活用に向け、研修等を実施する。 事業実施に必要な費用を負担する。	備後圏域産業連関表の作成に係る基礎調査等に協力して取り組む。

〈都市圏ビジョン〉

事業名	備後圏域産業連関表の作成・活用				連携 市町	全市町
事業概要	圏域全体の産業振興に資する備後圏域産業連関表を作成し、活用する。					
事業費 （千円）※予算額	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(H31)	備考
	9,940	1,000	0	0	0	
役割分担及び 費用分担に 係る基本的な 考え方	福山市 連 携 市 町 備後圏域産業連関表の作成（基礎調査を含む。）に取り組む。また、より効果的な活用に向け、研修等を実施する。 事業実施に必要な費用を負担する。 備後圏域産業連関表の作成に係る基礎調査等に協力して取り組む。					
KPI （重要業績評価指標）	指標項目		基準値(2013(H25))		目標値(2019(H31))	
	粗付加価値額		9,575億円		10,500億円以上	

【３（４）．私法上の委託の例】

高梁川流域連携中枢都市圏（公共建物調査事務等の受託）

〈連携協約（倉敷市と笠岡市の連携協約）〉

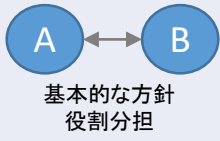
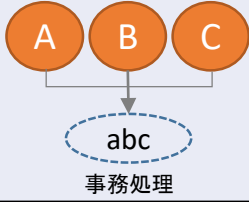
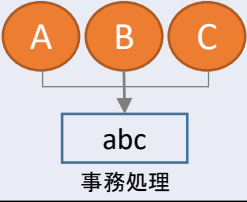
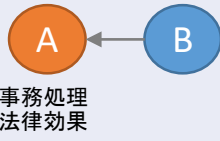
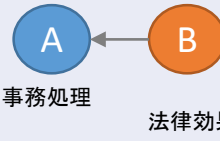
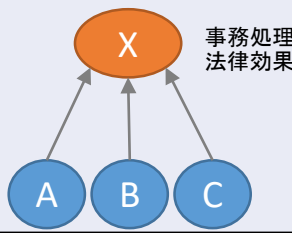
内容	甲の役割	乙の役割
ウ 圏域マネジメント能力強化のため、圏域市町の職員の人材育成や人事交流、ファシリティマネジメントの推進、外部からの行政及び民間人材の確保に向けた取組を行う。	圏域マネジメント能力強化のため、主体的に、関係市町のニーズの収集や研修を実施するとともに、人事交流について検討・実施する。	圏域マネジメント能力強化のため、甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取組を行う。

〈都市圏ビジョン〉

事業名	圏域内公共建物現況調査及び台帳作成支援事業					関係市町名	
事業概要	建物点検のノウハウを有する倉敷市の専門技師が圏域市町の施設点検を実施し、公共施設更新費用試算を行い、公共施設実態報告書を作成する。					全市町	
成果							
圏域市町は、専門技師を新たに確保することなく、公共建物の保全が可能となる。							
関係市町の役割分担							
倉敷市は、建物点検実施、公共施設調査報告書を作成し、建物データベースを作る。関係市町は、データベースを基に個別施設計画の策定、公会計への移行などに必要な準備作業に着手する。倉敷市は、これらの一連の作業について、データ分析等でアドバイザー業務を継続的に行う。							
事業費 (千円)	H27 5,020	H28 5,648	H29 1,121	H30 1,214	H31 －	計 13,003	
国県補助事業等の名称・補助率等							
該当なし							
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
関係市町と協議し決定する。							

事務の共同処理制度の比較①

第32次地方制度調査会
第27回専門小委員会資料

	連携協約	協議会 (管理執行)	機関等の 共同設置	事務の委託	事務の 代替執行	一部事務 組合	広域連合
位置づけ	地方公共団体相互間の協力					地方公共団体の組合	
連携 イメージ	 基本的な方針 役割分担	 事務処理	 事務処理	 事務処理 法律効果	 事務処理 法律効果	 事務処理 法律効果	
組織	法人格をもたない					独立した法人格あり	
	—	構成団体の 職員が処理 ※機関が存在 しない	構成団体の 職員が処理 ※機関が存在 する	受託団体が 事務を処理	一方の団体(A) が他方の団体 (B)の事務を 処理		
法律 効果 の帰属 (括弧内は条 文を要約)	—	各構成団体に 帰属 (普通地方公共団 体(又はその機関) が管理し執行した ものとしての効力を 有する)	各構成団体に 帰属 (普通地方公共団 体は、共同して、内 部組織、委員会等 を置くことができる)	受託団体 (A)に帰属 (普通地方公共団体 の事務の一部を、他 の普通地方公共団体 に委託して、管理し 執行させることができ る)	他方の団体 (B)に帰属 (普通地方公共団体は、他 の普通地方公共団体の求 めに応じて、当該他の団体 (又は執行機関)の名にお いて管理し執行すること ができる)	一部事務 組合に帰 属	広域連合に 帰属
その他	- 基本的な方針や役割分担を定める仕組み(管理及び執行することはない) - 双務契約に類似	協議会固有の財産・職員を有しない	事務の管理及び執行に関する法令等の適用は、構成団体の機関と同一	受託団体は受託事務を自己の事務として処理(委託した団体は権限がなくなる)	- 代替執行事務の処理権限は、代替執行を求めた地方公共団体に残る - 民法の代理に相当	財産を保有できる	- 財産を保有できる - 首長を直接選挙できる - 連合長に代えて理事会を置くことができる

事務の共同処理制度の比較②

第32次地方制度調査会
第27回専門小委員会資料

	連携協約	協議会 (管理執行)	機関等の 共同設置	事務の委託	事務の 代替執行	一部事務 組合	広域連合
当事者 (括弧内は地方自治法上の規定例)	1対1 (「普通地方公共団体は、…他の普通地方公共団体と…」)	複数の団体 (「普通地方公共団体は…共同して…」)		1対1 (「普通地方公共団体は、…他の普通地方公共団体と…」)		複数の団体 (「構成団体は…」)	
設置	①関係地方公共団体の協議、規約作成 ②関係地方公共団体の議会の議決(※3) ③都道府県知事への届出(※2)					①関係地方公共団体の協議、規約作成 ②関係地方公共団体の議会の議決 ③都道府県知事の許可(※1)	
解散	①関係地方公共団体の協議 ②関係地方公共団体の議会の議決(※3) ③都道府県知事への届出(※2)					①関係地方公共団体の協議 ②関係地方公共団体の議会の議決 ③都道府県知事への届出(※2)	
規約の 変更等						①関係地方公共団体の協議 ②関係地方公共団体の議会の議決 ③都道府県知事の許可(※1)	
紛争解決 方法の ビルトイン	○ ・自治紛争処理委員による紛争処理の方策の提示を申請できる ・当事者はその方策を尊重して必要な措置を執る必要(調停と異なり、当事者の受諾を要しない)	× (地方自治法上の紛争解決の一般的制度としての自治紛争処理委員の調停によることは可能)					× (地方自治法上の紛争解決の一般的制度としての自治紛争処理委員の調停によることは可能)

※1)都道府県の加入するもの及び数都道府県にわたるものについては総務大臣の許可
 ※2)都道府県の加入するもの及び数都道府県にわたるものについては総務大臣への届出
 ※3)連絡調整協議会の場合には、議決不要

事務の共同処理制度の比較③

第32次地方制度調査会
第27回専門小委員会資料

	連携協約	協議会 (管理執行)	機関等の 共同設置	事務の委託	事務の 代替執行	一部事務 組合	広域連合
特徴	○法人の設立を要しない ○連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める	○法人の設立を要しない ○各構成団体の長等の名において事務を管理執行 ○各構成団体が形式的には主体性を保つ	○法人の設立を要しない ○各団体の共通の機関等としての性格を有し、管理執行の効果は、それぞれの団体に帰属	○法人の設立を要しない ○権限の移動を伴い、委託側は事務処理権限を失う ○権限が受託側に一元化されるため責任の所在が明確 ○事務処理の効率性が高い	○法人の設立を要しない ○代替執行を求めた団体の長等の名において事務を代替執行	○法人格を有するため、財産の保有が可能 ○議会、固有の執行機関を有するため、責任の所在が明確 ○構成団体は事務処理権限を失う	○一部事務組合とほぼ共通 ○国、都道府県から直接権限移譲を受けることが可能 ○規約の変更を要請することが可能
課題	●内容に応じて、別途、事務の共同処理制度、私法上の委託等を活用する必要がある	●機動的な意思決定が難しい ●責任の帰属が第一義的に問われやすい事務には向かない ●名称が共同処理機構を想起しやすい ●数が少ない	●すべての構成団体の議会に対応する必要があるなど、手続きが煩雑 ●複数の責任主体を支えることになり、指揮命令系統が不明確になる可能性 ●限定された分野での活用にとどまる	●委託団体は、委託した事務に関して直接、権限を行使することができなくなる ●受託団体は、受託した事務に関する責任をすべて負う ●権限の移動を伴うため、活用を躊躇するとの指摘	●事務の管理執行と、事務処理の結果の責任の所在が一致しない ●数が少ない	●構成団体は一部事務組合の事務に関して直接、権限を行使することができなくなる ●機動的な意思決定が難しい ●構成団体の議会の直接の審議の対象にはならない ●やや減少傾向	●一部事務組合とほぼ共通 ●国の施策導入に伴って設立されたものが多く、その特性が発揮されている事例が少ない ●数が頭打ち
活用事例	連携中枢都市圏の形成、都道府県による補完・支援等	宝くじの発行事務、農業用水管理、視聴覚教室、教科用図書採択等	介護区分認定審査会、公平委員会、障害区分認定審査会、指導主事等	公平委員会、住民票の相互交付、公営競技(場外発売)、消防・救急、ごみ処理等	上水道、簡易水道等	ごみ処理、し尿処理、消防・救急、火葬場等	後期高齢者医療、介護保険、障害者福祉、ごみ処理等

- 例えば、A市の職員がB町の事務を支援する場合、現行法制下で、職務命令による事務従事、職員の派遣（地方自治法252条の17）、内部組織等の共同設置（同法252条の7）、事務の代替執行（同法252条の16の2）、私法上の委託など、多様な方式が可能。

1. 職務命令による事務従事

制度の概要

- ✓ A市の職務命令に基づき、A市の事務としてA市の職員がB町の事務を支援するもの。
- ✓ A市が給与を負担し、A市の身分取扱いによることとなる。

【イメージ図】



事例

- ✓ 災害時に被災市町村へ職員を1ヶ月程度派遣し、復旧支援業務に従事させる。
- ✓ 連携中枢都市圏の中心市である広島県福山市が各市町村分を含めて産業連関表を作成し、それぞれの市町村に提供。
- ✓ 連携中枢都市圏の中心市である岩手県盛岡市が設置している配偶者暴力相談支援センターにおいて、圏域内の連携市町の住民からの相談を受ける。

※職務命令による事務従事の一形態として、要綱等を定めて、各構成団体から職員の派遣を受け、それぞれ他の構成団体の職員に相互に併任したうえで、任意組織を設けて事務処理を行う方式もある。（例：大阪府と府内35市町村が大阪府域地方税徴収機構（任意組織）を設置し、個人住民税をはじめとする地方税の滞納整理等を実施。）

留意点

- ✓ 市町村の職員が他の市町村の事務に従事する場合、その位置付けが課題になる。
- ✓ 都道府県の職員が市町村の事務を支援する場合、都道府県の補完事務として行うことになると考えられる。

- 簡便に実施可能な方式。
- 市町村間の広域連携として実施する場合、A市における事務の位置づけを明確化するため、例えば、定住自立圏、連携中枢都市圏において、連携協約に、連携して事務を処理するに当たっての役割分担として、中心市等であるA市が、圏域内の市町村であるB町の一定の事務を支援すると規定し、これに基づいて、A市がA市職員に対して職務命令を発することが考えられる。

2. 地方自治法に基づく職員派遣

制度の概要

- ✓ B町の求めに応じて、A市がA市職員をB町に派遣（地方自治法第252条の17第1項）。
- ✓ 派遣された職員は、A市職員の身分を保有しながら同時にB町の職員の身分を併有（地方自治法第252条の17第2項）。
- ✓ 派遣された職員の給料は、B町が負担（地方自治法第252条の17第2項）。

【イメージ図】



事例

- ✓ 災害時に被災自治体の派遣の求めに応じて、職員を被災自治体へ1年間派遣。
- ✓ A市が構成団体となっている一部事務組合に、A市の職員を派遣。
- ✓ 奈良県は公共施設等の維持管理・点検等のために県内市町村へ技術職員を原則2年間派遣（令和元年度：県内6市町村へ6名）。
- ✓ 都道府県職員である医師を週のうち数日は都道府県立病院で勤務させ、他の日は医師不足地域の市町村立病院に派遣し、診療支援や医師育成などを実施。

※取組事例の大半は、災害による中長期派遣及び一部事務組合・広域連合への職員派遣が占めるものと考えられる（事務局聞き取りベース）

留意点

- ✓ 服務等の身分取扱いに調整を要する。
- ✓ 派遣された職員は、派遣先の地方公共団体の事務にフルタイムで従事するという運用が通常であり、派遣元の地方公共団体において当該職員を活用することが困難になる。また、事務量が少ない小規模市町村では活用しにくい。

- B町の費用負担により実施可能な方式。
- A市とB町における事務量を踏まえた運用にするため、一部の地方公共団体で見られるように、派遣先の地方公共団体の事務にパートタイムで従事するという運用により、勤務管理を適切に行うことを前提に、一人の職員を複数の地方公共団体の事務に従事させることも考えられる。

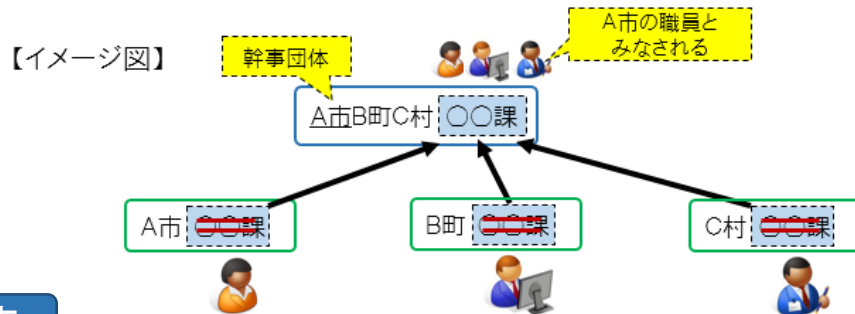
3. 地方自治法に基づく内部組織等の共同設置

制度の概要

- ✓ 普通地方公共団体間が協議により規約を定め、内部組織等を共同して設置するもの（地方自治法第252条の7第1項）。
- ✓ 共同設置された内部組織は、各普通地方公共団体の共通の内部組織としての性格を有し、共同設置した内部組織による管理・執行の効果は、普通関係地方公共団体が自ら行ったことと同様に、それぞれの普通地方公共団体に帰属する。
- ✓ 職員は、規約で定める普通地方公共団体の長が選任し、当該普通地方公共団体の職員とみなされる（地方自治法第252条の13（第252条の9第5項準用））。

事例

- ✓ 大阪府池田市、箕面市、豊能町、能勢町は、平成23年10月に共同処理センターを設置し、現在は12課で大阪府から権限移譲を受けた56事務について共同処理を行っている。
- ✓ 共同設置される課の職員については、2市2町の市町村の首長協議により候補者を選定し、幹事市長（池田市または箕面市）が選任。



	池田市	箕面市	豊能町	能勢町
共同処理センター（共同設置した課の総称）				
共同設置課	広域福祉課	広域子育て支援課 広域幼児育成課 広域学校生活支援課 広域入職課	広域商工課 広域公園みどり課	広域環境保全課 広域風致緑政課 広域まちづくり課 広域住宅課 広域指導課
分野	福祉部門 （児童福祉部門を除く）	福祉部門 （児童福祉）	生活安全部門	公害規制部門等 まちづくり部門
幹事市	箕面市		池田市	
執務場所	箕面市立総合保健福祉センター内		池田市・府市合同庁舎内	
職員	箕面市職員		池田市職員	

出典：池田市HP、箕面市HP

留意点

- ✓ 共同設置であることから同一の組織であることが前提となる。
- ✓ 規約の協議や議会の議決などの手続が必要となる。

- 安定的な事務処理が可能な方式。
- 平成23年の地方自治法の改正によって、共同設置の対象が内部組織等まで拡大されており、活用の余地は広がっている。一部の地方公共団体で見られるように、専門人材の共同活用のための手法としても活用することが考えられる。

4. 地方自治法に基づく事務の代替執行

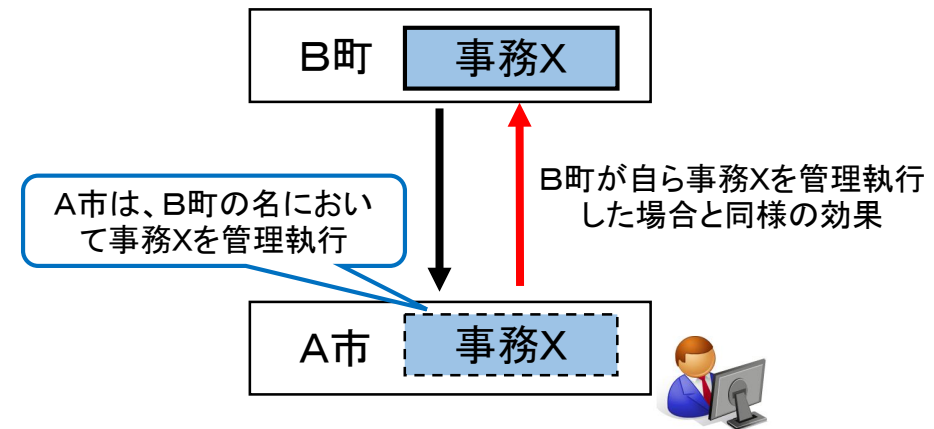
制度の概要

- ✓ B町の求めに応じて、協議により規約を定め、B町の事務の一部の管理執行を、A市が、B町の名において管理し及び執行するもの（地方自治法第252条の16の2第1項）。
- ✓ B町がA市に事務を代替執行させることにより、事務を任せたB町が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。当該事務についての法令上の責任は事務を任せたB町に帰属したままであり、当該事務を管理執行する権限の移動も伴わない（地方自治法第252条の16の4）。

事例

- おおさきかみじまちょう
- ✓ 大崎上島町が処理する公害防止に係る事務のうち、専門性が高く、町単独での事務処理が困難なものについて、広島県が代替執行。
 - ✓ 県の技術職員（衛生、化学等）が、各種届出の受付（審査）、町職員の同行のもとで立入検査を実施。
 - ✓ 町は、窓口業務を引き続き実施し、住民・事業者の利便性を維持するとともに、県による立入検査に同行し、直接、状況把握を行うほか、事故時などの緊急対応を実施。
 - ✓ 経費は、県の請求に基づき町が負担。

【イメージ図】



留意点

- ✓ B町は、事務を管理・執行する機関等の人員の選任には関わらない。
- ✓ 規約の協議や議会の議決などの手続が必要となる。

- 安定的な事務処理が可能な方式。
- 平成26年の地方自治法の改正によって導入されたものであり、事例は少ない（3件）が、事務を管理執行する権限を残しつつ、専門人材の共同活用を図る手法として、市町村間の広域連携においても活用することが考えられる。

5. 私法上の委託による他団体の職員の活用

制度の概要

✓ A市とB町が私法上の委託契約を締結することにより、A市の職員がA市の事務としてB町の事務に係る受託事務を処理。

事例

たかはしがわ

- ✓ 高梁川流域連携中心都市圏の中心市であり、建物点検のノウハウを有する岡山県倉敷市の技師が、委託契約に基づき、近隣の笠岡市の市営住宅(3団地7棟)、幼稚園(4園)の建築施設点検報告書、長期修繕計画を作成(平成29年度)。
- ✓ 外部委託に比べ大幅なコスト削減につなげる。

〈笠岡市立富岡幼稚園の現況調査〉



左:ドローンを活用した現況調査の様子
右:ドローンからの撮影画像

〈委託によるコスト削減の効果額〉

年度	自治体	対象施設数	倉敷市委託①	外部委託②	効果額②－①
H27	笠岡市	43施設	3,082千円	12,416千円	9,334千円
	早島町	24施設	1,939千円	7,343千円	5,404千円
H28	矢掛町	49施設	4,033千円	13,374千円	9,341千円
	笠岡市	19施設	3,124千円	3,753千円	629千円
H29	笠岡市	11施設	1,120千円	2,335千円	1,215千円

出典:倉敷市資料

留意点

- ✓ 権力性のある事務については、私法上の委託の対象にできない。
- ✓ 委託者は受託者の個々の職員に対して指示をすることができず、受託者は委託者から独立して、自己の専門的技術や経験などに基づいて事業を行うため、業務の性質上、委託者の指揮監督の下に執行されるべき事務は委託になじまない。

- 比較的簡便に実施可能な方式。
- 私法上の委託は民間事業者に対して行われることが通常だが、事務の性質上、ノウハウと人材が地方公共団体にある場合、委託元の地方公共団体の事務処理権限を残しつつ、専門人材の不足への対処する手法としても活用することが考えられる。

計画の共同作成

個別法における計画の共同作成の位置付け

1. 「単独で又は共同して」など、計画を共同で作成できることを明文上規定している例

「地域公共交通網形成計画」(地域公共交通活性化・再生法)

(地域公共交通網形成計画)

第五条 地方公共団体は、…市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通網形成計画」という。）を作成することができる。

<他の立法例>

「地球温暖化対策地方公共団体
実行計画」
(地球温暖化対策推進法)

「地域再生計画」(地域再生法)

2. 計画を共同で作成できることを明文上規定してはいないが、指針、ガイドライン等で示している例

「国土強靱化地域計画」(国土強靱化基本法)

(国土強靱化地域計画)

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、…定めることができる。

【国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第5版）基本編】平成30年6月 内閣官房国土強靱化推進室

3. 国土強靱化地域計画の策定にあたって

(2) 策定主体

○地域の状況等を踏まえ、複数の市町村、又は一の都道府県と複数の市町村が共同で一つの地域計画を策定することが合理的な場合には、協議会を設けるなどにより、共同で策定することができます。（以下略）

<他の立法例>

「地域福祉計画」(社会福祉法)

地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定・
改定ガイドブック【厚労省HP】

「市町村まち・ひと・しごと創生
総合戦略」
(まち・ひと・しごと創生法)

都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町
村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について
(通知) 【内閣官房】

3. 単独で計画を作成するものとされている例

「立地適正化計画」(都市再生特別措置法)

(立地適正化計画)

第八十一条 市町村は、…都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設…の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）を作成することができる。

【立地適正化計画の作成に係るQ&A】平成30年7月17日改訂（国土交通省HP）

Q 4 7：複数の市町村で連携して立地適正化計画を作成することは可能でしょうか？

A：立地適正化計画は、一つの市町村で作成されるものですが、広域生活圈や経済圏が形成されている場合等には、複数の市町村が連携してそれぞれの計画を作成することにより、当該圏域における都市機能（医療、福祉、商業等）を一定の役割分担のもとで整備・利用することができ、広域的な地域の活性化と効率的な施設を図ることができます。

このためには広域的な立地適正化の方針を作成した上で、これを踏まえて各市町村の立地適正化計画を連携して作成することが望ましいと考えられます。（以下略）

<他の立法例>

「空家等対策計画」
(空家等対策推進特別措置法)

「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施する
ための基本的な指針」に対する御質問及びご意見
に対する回答（第二弾）【国土交通省、総務省】

従前、立地適正化計画は、一つの市町村で作成されることを前提に運用されてきたが、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（今期通常国会に提出）により、市町村が共同で作成できることを法律上明確化する改正が行われる予定

公共施設等の適正管理

公共施設等の適正管理

○総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成26年4月22日通知、平成30年2月27日改訂）

第二 総合管理計画策定・改訂にあたっての留意事項

六 市区町村域を超えた広域的な検討等について

総合管理計画の策定・改訂にあたっては、市区町村間の広域連携を一層進めていく観点から、例えば定住自立圏形成協定の圏域などにおいては、自団体のみならず、隣接する市区町村を含む広域的視野をもって計画を検討することが望ましいこと。また、都道府県にあっては、圏域の市区町村の公共施設等も念頭に広域的視野をもって総合管理計画を検討することが望ましいこと。

※「公共施設等総合管理計画」とは、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、地方公共団体が所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業）

- 個別施設計画に位置付けられた公共施設の集約化事業又は複合化事業であって、全体として延床面積が減少する事業が対象。

※「個別施設計画」とは、「公共施設等総合管理計画」に基づき、地方公共団体が個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

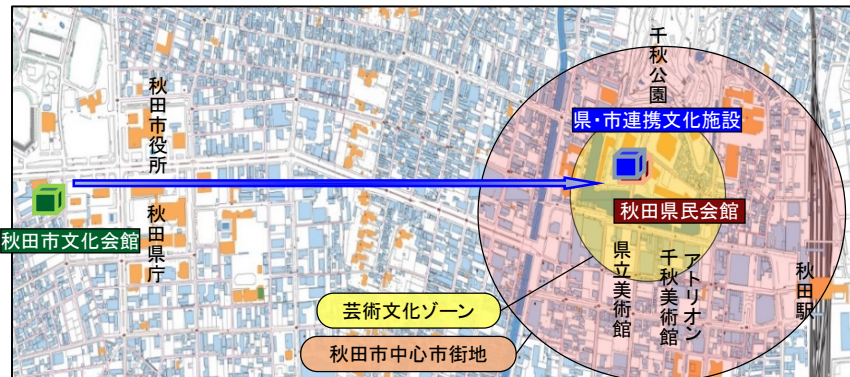
集約化・複合化事業費

公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）

元利償還金の50%を地方交付税措置

一般財源

- 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業や複合化事業についても、当該事業が連携協約や協定等に基づいて行われる場合には、対象となる。複数団体が連携した事業としては、秋田県・秋田市の「県・市連携文化施設整備事業」がある。



集約化

事業年度：平成29～令和3年度

県民会館と市文化会館を廃止し、新たに2つの機能を併せ持った施設を県と市が共同整備

（延床面積）

計：23,588㎡ → 22,653㎡

（県：9,304㎡

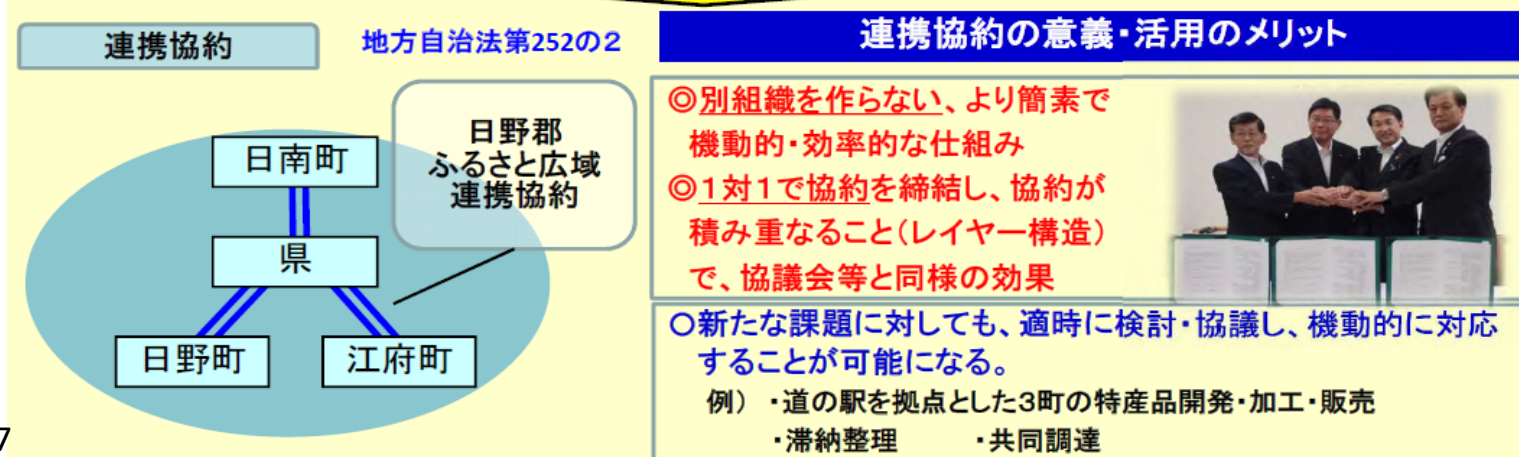
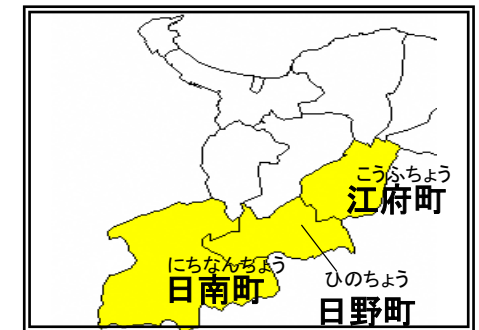
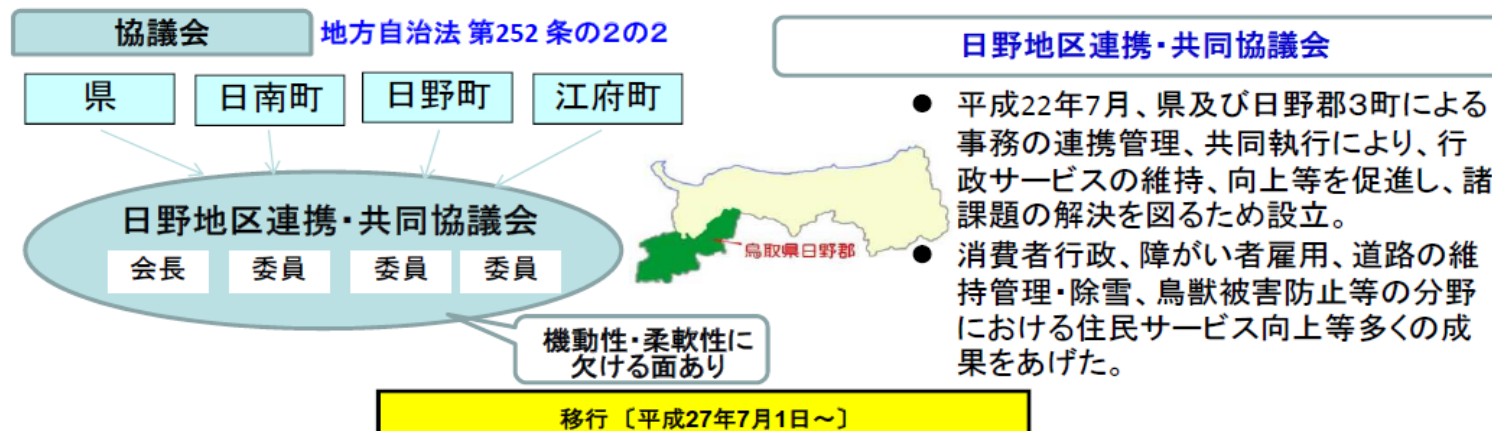
市：14,284㎡

※約4%減少

都道府県による補完・支援

「連携協約」を活用した都道府県と市町村の協働的な取組（鳥取県と日野郡3町①）

- 鳥取県及び日野郡3町は、平成22年7月に日野地区連携・共同協議会（地方自治法上の協議会）を立ち上げ、消費者行政、障害者雇用等の分野で事務の連携・共同処理に取り組んできたが、協議会の運営に機動性・柔軟性を欠く面があったため、より簡素で機動的かつ効率的な仕組みを構築することを目的として、平成27年7月に鳥取県が日野郡3町それぞれと連携協約を締結して連携施策を実施。
- 連携協約は、普通地方公共団体同士の協議を経て締結するものであるが、広域自治体としての都道府県の役割が適切に果たされるようにする観点からは、例えば、市町村間の広域連携によっては、行政サービス提供体制の確保が困難であり、都道府県との連携による事務処理が必要であると認める場合には、市町村のイニシアチブにより、都道府県に対して、連携して事務を処理するに当たっての役割分担等について協議を求めることができる（都道府県は求めに係る協議に応じる義務がある）法的な仕組みを設けることは考えられないか。



※経済・財政一体改革推進委員会 第7回（平成28年2月1日）全国知事会 鳥取県提出資料より抜粋

「連携協約」を活用した都道府県と市町村の協働的な取組（鳥取県と日野郡3町②）

第32次地方制度調査会
第29回専門小委員会資料を一部加工

取組の例

★発達相談支援(母子保健)

○個別相談業務、集団教室、保護者交流会、発達支援関係者等を共同開催。
市町村業務についても県が事業運営の調整を行うなど、3町と共同して事業を実施。県は、合同相談会への医師・保健師の派遣等に積極的に関わるなど、専門性確保の観点からの支援も実施。

(参考)連携協約で規定された県の役割(母子保健(発達支援)関係)

- ・ 母子保健分野における発達支援に係る**専門人材の確保**
- ・ 各町の行う発達支援事業等への参画

★消費者相談・消費者啓発

○県、市町村が同一のNPO法人へ消費者相談業務の一部を委託。全県的にいわば共同実施のような形で業務を実施。日野郡3町間では各役場で年24回の専門相談が行われているが、3町間で開催日を調整することで、自庁舎で相談業務が行えない場合も、3町間で電話転送や相談員が待機している他町の窓口を案内するなど連携して住民への対応を実施。

★道路の除雪・維持管理

○県が直営で実施していた3町内の県道の道路維持管理・除雪の一部を町に業務委託。これにより、除雪等の対応を県道・町道の分け隔てなく、速やかで効率的に対応可能とした。

○あわせて、除雪作業者の高齢化、減少に対応するため、除雪機械運転手育成支援、若手オペレーター対象の除雪研修会を県が実施し、除雪体制の整備を進めている。

★鳥獣被害対策

○圏域全体で被害対策を行う実施体を組織し、人材の確保育成を実施。さらに、農産物の被害対策を超えた地域の活性化や生活環境を含めた山間集落の総合的な支援対策(捕獲システムの構築等)へと取組みの拡充を進めている。

鳥取県日野郡ふるさと広域連携協約の概要

【連携協約 別表(抄)】

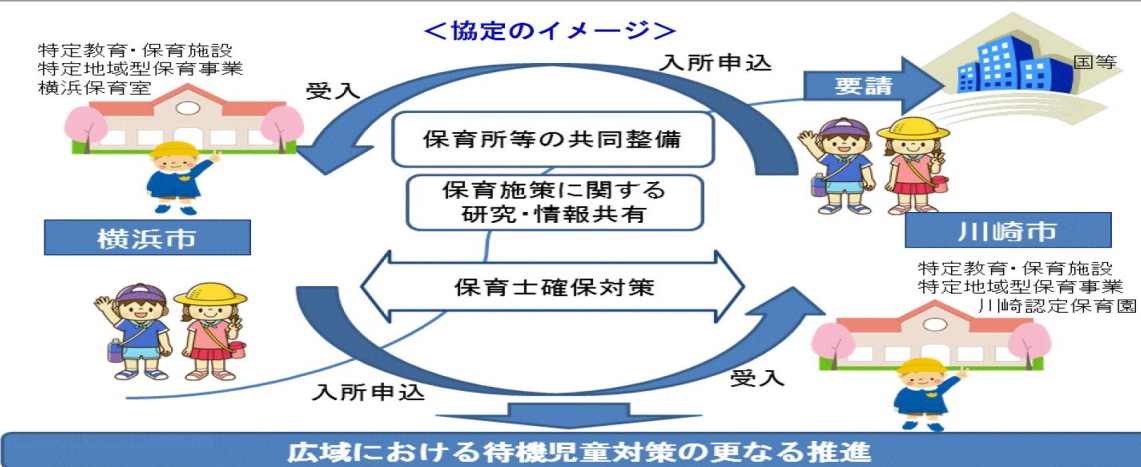
政策分野	取組内容	役割分担	
		県(甲)	各町(乙)
安心・安全の確保	母子保健(発達支援等)	・ 母子保健分野における発達支援に係る専門人材の確保を図る。 ・ 乙の行う発達支援事業等へ参画する。	・ 発達支援事業計画を策定し、事業を実施する。
	消費生活相談及び消費者啓発	・ 乙と共同で広域研修会等の啓発事業を企画し、事業を実施する。	・ 消費生活相談窓口の体制を整備する。 ・ 甲と共同で広域研修会等の啓発事業を企画し、事業を実施する。
	公共土木施設の維持管理	・ 毎年度の乙との協議により分担内容を設定し、受委託により県道及び町道の維持管理並びに除雪を実施する。	・ 毎年度の甲との協議により分担内容を設定し、受委託により県道及び町道の維持管理並びに除雪を実施する。
	有害鳥獣被害対策	・ 日野郡鳥獣被害対策協議会の事業計画の策定及び事業の実施に参画する。	・ 圏域の他の町とともに日野郡鳥獣被害対策協議会を設置する。 ・ 圏域の関係機関と連携して事業計画を策定し、事業の実施及び情報の共有を図る。

三大都市圏における市町村間の広域連携

共通の住民ニーズへの対応

待機児童対策(横浜市・川崎市)

- 横浜市と川崎市は、待機児童の解消という共通の行政課題や市境周辺の保育需要を踏まえ、協定を締結し、市境周辺で保育所を共同整備。



国立駅前にたち・こくぶんじ市民プラザの共同整備(国分寺市・国立市)

- 国分寺市と国立市は、両市民により利用されている国立駅前に「国立駅前にたち・こくぶんじ市民プラザ」を共同整備。ともに市民窓口を設置し、住民票等の発行、図書館書籍の貸出・返却等の住民ニーズに対応。



<参考> 国立駅前にたち・こくぶんじ市民プラザに係る費用負担

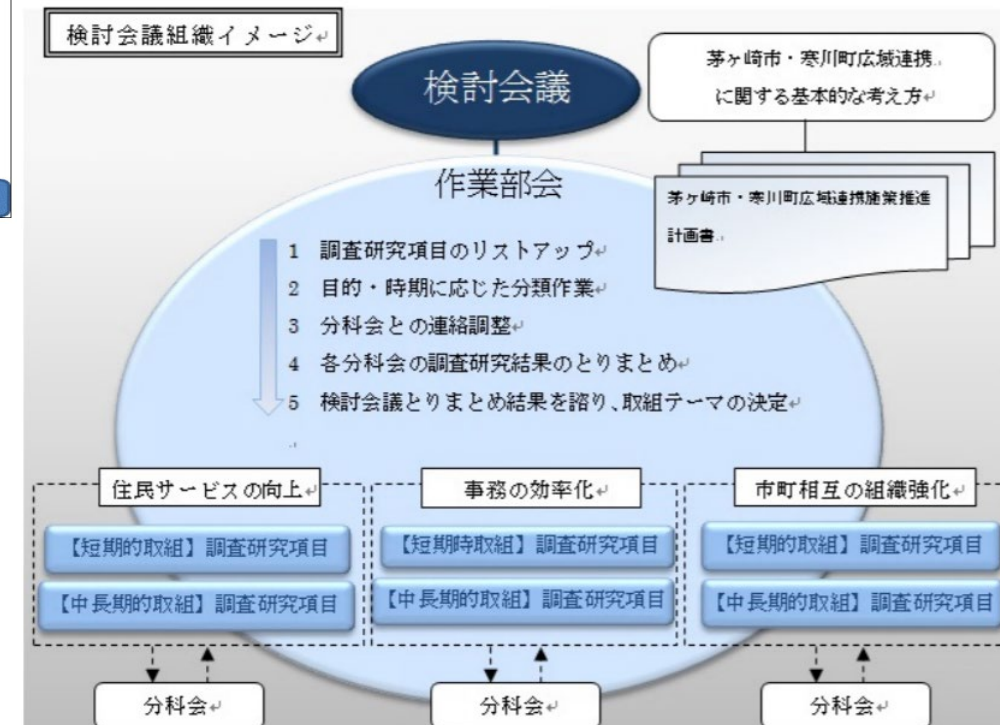
- 建設費: 施設の専有面積の割合を基に、国分寺市が1/3、国立市が2/3を負担
- 維持管理費: 施設の利用面積の割合を基に、国分寺市が45/100、国立市が55/100を負担

共通の生活圏

事務の相互委託、施設の相互利用(茅ヶ崎市・寒川町)

- 地理的にも歴史的にもつながりが深く、生活圏を共通とする神奈川県茅ヶ崎市と寒川町は、広域連携に関する協定書(H1.12)に基づき、相互に事務の委託(し尿処理、火葬等)や、消費生活相談窓口の相互利用を実施。
- 両市町は、広域連携の取組のさらなる推進のため、「茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議」を設置し(H24.11)、さらなる事務の委託(消防指令業務等)等を実施。

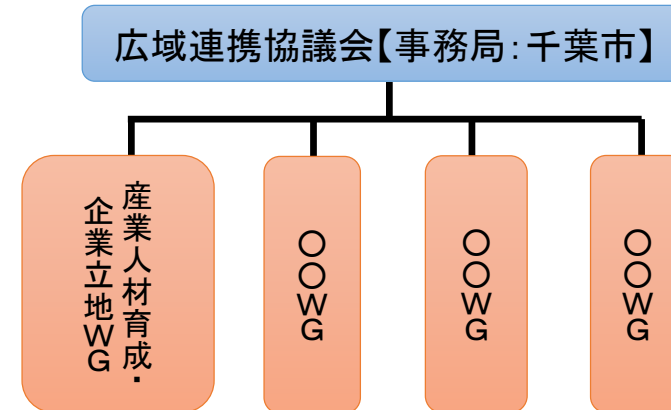
【茅ヶ崎市・寒川町広域連携検討会議】



共通の行政課題、広域的な政策テーマへの対応

地域全体の都市機能の向上（広域連携協議会：千葉市・茂原市・東金市・市原市・四街道市・大網白里市）

- 千葉市では、将来の人口減少・少子高齢社会に対応するため、圏域全体で人口の維持・増加を図り、地域の諸資源を最大限に活用し合うことで、全体として都市機能を向上させていくことを目指し、千葉市と、千葉市への通勤・通学割合が高く、社会的、経済的な一体性を有する近隣5市による「ちば“共創”都市圏」構想を打ち出し、その取組の1つとして、千葉市が事務局となり、6市による広域連携施策の検討を行う「広域連携協議会」を設置（H30年度～）。

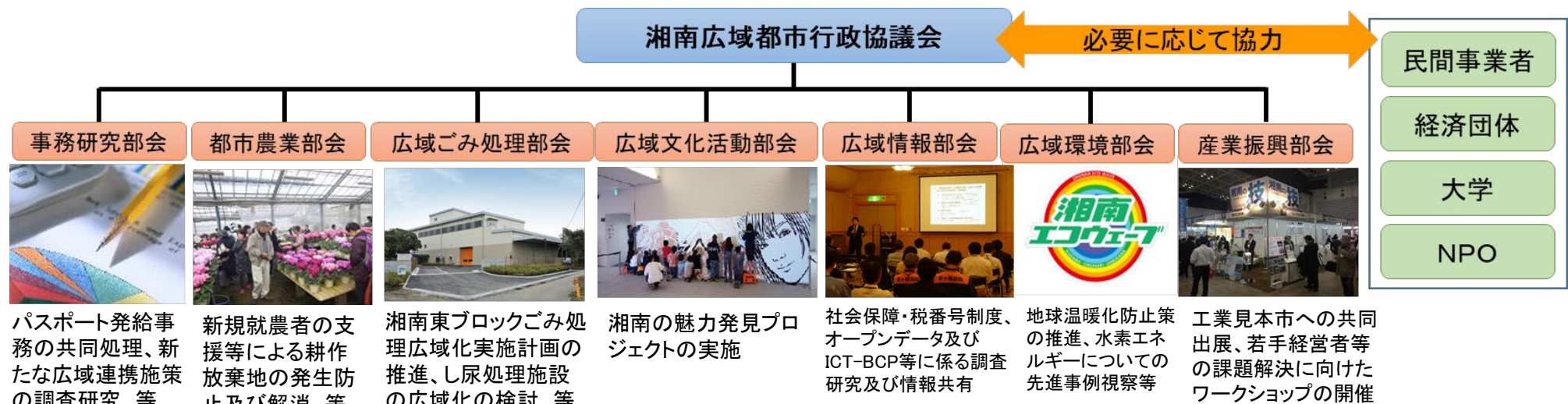


…各市局部長級による情報共有、総合調整（年2回程度開催）

…連携施策ごとに立ち上げ、各市課長級、担当者による施策の協議・検討（必要に応じて開催）

パスポートセンターの設置、地球温暖化対策等（湘南広域都市行政協議会：藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町）

- 藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町は、地方自治法に基づく法定協議会として「湘南広域都市行政協議会」を設置。7つの専門部会において、特定の課題解決に向けた取組や調査研究を実施。必要に応じて、交通事業者等の民間事業者との協議、地域の経済団体や大学、NPOと連携した取組を実施するなど、行政以外の主体が協力。



都道府県を越える行政課題への対応

都道府県間の連携

- ブロック単位や隣接する都道府県間で、知事会議等が設けられ、連絡調整や広域的な課題の検討が行われている。災害対応や広域観光等の個別の政策課題について、国が関わりながら都道府県間の連携体制の構築が行われる例も見られる。

ブロック単位の知事会議

各道県間の連絡調整等を図るため、ブロック単位（北海道東北地方、関東地方、中部圏、近畿ブロック、四国、中国地方、九州地方等）の知事会議が設立されている。

【事例】中国地方知事会議

- ・6つの広域連携部会（広域防災、スギ花粉症対策、有害鳥獣対策、中山間地域振興、サイクリング、地域産業振興）が設置され、広域連携事業の検討が行われている。

【事例】九州地方知事会議

- ・国への要望を中心とした活動から政策協議・実行に重点を移し、政策連合（統一的な産業廃棄物税の導入、各県で同様のサービスが受けられる子育て応援の店事業等）による広域的課題の解決の取組等を進めている。
- ・経済団体と九州地域戦略会議を設置し、官民一体となって発展戦略の研究や具体的施策を推進。
- ・九州・山口9県災害時応援協定を締結。

（出典）九州地方知事会議HP、中国地方知事会議HP

隣接する都道府県間の連携

隣接する都道府県間の連携も進められている。

【事例】宮城県・山形県

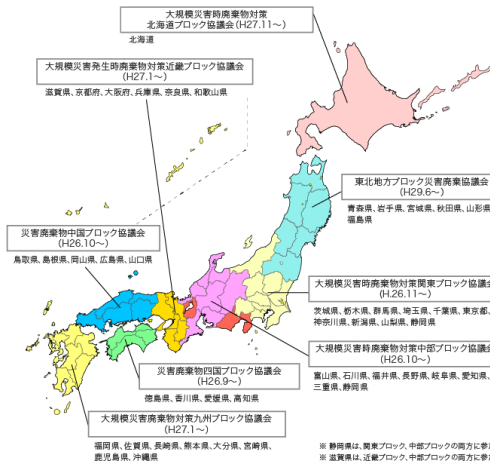
- ・宮城・山形の連携に関する基本構想に基づき、防災先進地域の形成、「観光・交流」の展開、「産業・経済」の振興・「交通基盤」の形成等の連携事業に取り組んでいる。

（出典）宮城県HP

災害廃棄物対策

地方環境事務所が中心となり、地域ブロック協議会（環境省、関係省庁、都道府県、市町村、民間事業者等）を設置。ブロック別の災害廃棄物対策行動計画の策定、共同訓練等。

（出典）環境省HP



広域観光

観光庁は、地方ブロックレベルの区域を一体とした観光地域として、マーケティングやマネジメント等により観光地域づくりを行う組織を広域連携DMOとして登録（10件）。地方創生推進交付金（内閣府）、広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業（観光庁）等により支援。

【事例】

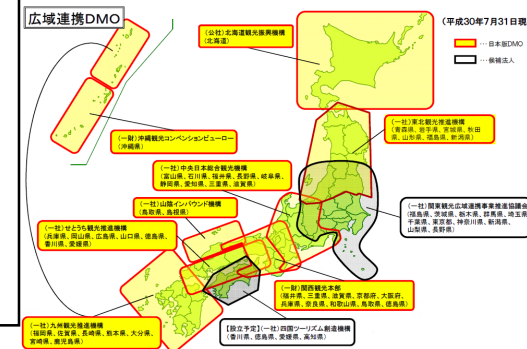
（一社）せとうち観光推進機構

- ・7県の行政により発足した組織に民間が加わり、2016年3月に一般社団法人として発足。

（一社）山陰インバウンド機構

- ・鳥取県、島根県が連携して広域観光を行う協議体として、山陰観光推進協議会、山陰国際観光協議会が両県共同で国内外のプロモーションや研修会などの業務を実施していたが、さらに取り組みを加速するために、民間企業を事業体に組み込み一般社団法人化。

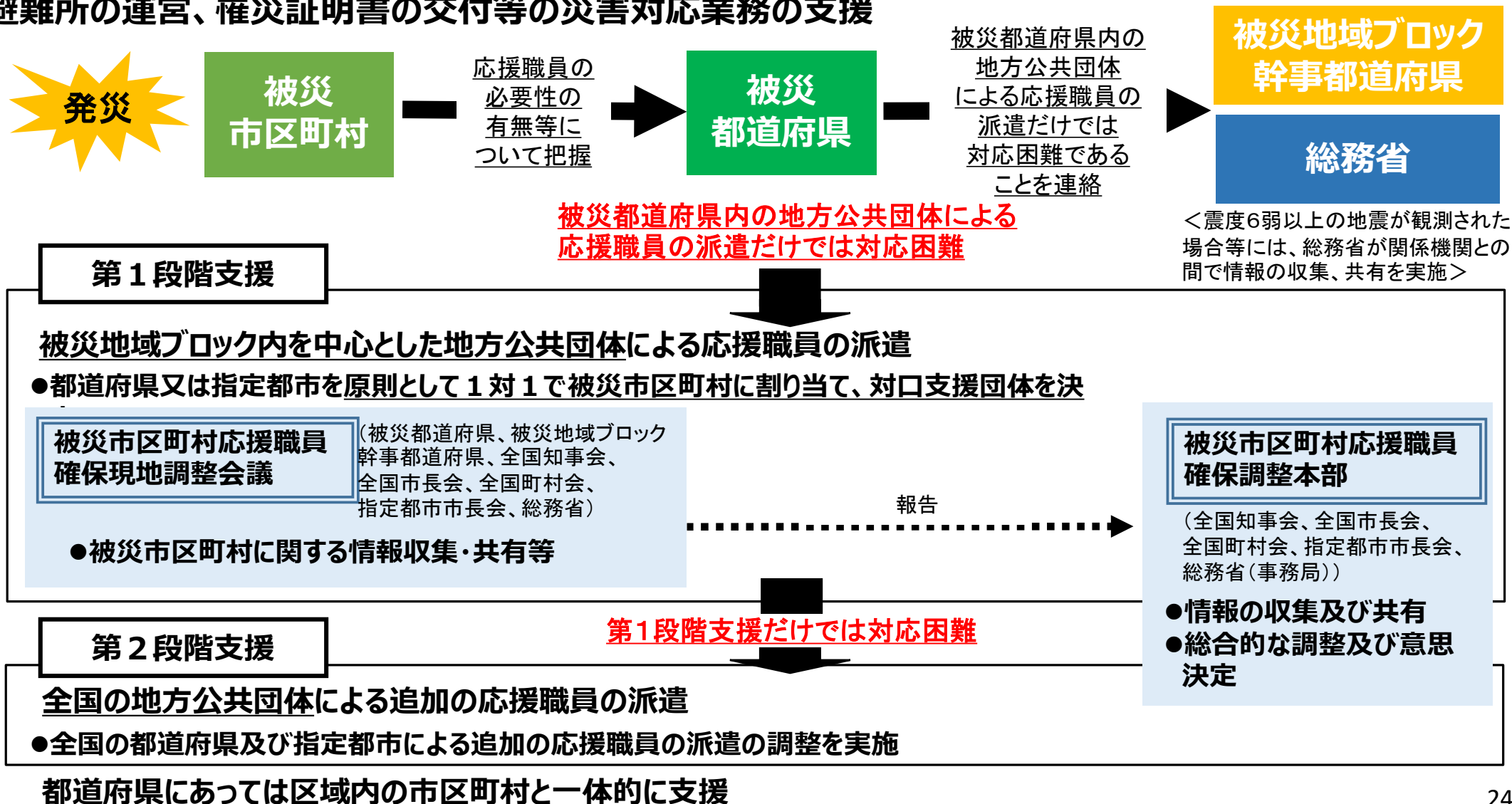
（出典）国交省「世界水準のDMOのあり方に関する検討会」資料、せとうち観光推進機構HP、山陰インバウンド機構HP



被災市区町村への応援職員の確保

- 最初に被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体が応援職員を派遣（第1段階支援）し、第1段階支援だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない場合には、第1段階支援を補完するため全国の地方公共団体が応援職員を派遣（第2段階支援）。

避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援



遠隔地の自治体間の連携

- 災害時相互応援や福祉施設の域外設置、流域での水環境保全等、遠隔地の自治体間の連携として、多様な事例が見られる。

地方公共団体の災害時相互応援協定

市町村において、**1,701団体(97.7%)**が協定締結
→ うち他都道府県の市町村との協定は、
1,281団体(73.6%)が締結 (平成30年4月1日現在)

【事例】遠隔地の市町村での災害時応援協定
(長野県飯田市・千葉県君津市)



(出典)消防庁「地方防災行政の現況(平成30年4月1日現在)」
内閣府「市町村のための水害対応の手引き」

特別養護老人ホームの自治体間連携

東京都杉並区と静岡県南伊豆町両自治体の課題を解決し、メリットを活かす取り組みとして、**全国初の自治体間連携による特別養護老人ホームを南伊豆町に整備。**

(出典)杉並区HP



水源地に関する自治体間連携

木曽三川流域自治体連携会議では、4県下46自治体にて、木曽三川流域の水環境を守るため、一体となって水環境保全を実施。

【取組例】

- 流域自治体相互の連携強化
 - ・木曽三川流域自治体サミット
 - ・木曽三川流域自治体連携課長会議

- 持続可能な地域経済の振興
 - ・木曽三川マルシェ

- 水環境保全に対する住民参加の促進
 - ・木曽三川流域連携シンポジウム



(出典)木曽三川流域自治体連携会議HPより作成

関西広域連合の歳出 平成30年度決算

歳出合計 23.1億

広域医療費(15.4億)

- ・ドクターヘリを活用した広域救急医療体制の充実、災害時広域医療体制の整備・充実 等

企画管理費(3.9億)

- ・広域連合委員会、関西広域連合協議会、琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会及び部会
- ・第3期広域計画等のフォローアップ、本部事務局派遣職員人件費

資格試験・免許費(1.4億)

- ・調理師・製菓衛生師試験の実施
- ・准看護師試験の実施

広域観光・文化振興費(1.0億)

- ・海外観光プロモーション、関西観光本部事業、関西周遊環境整備事業

広域環境保全費(0.4億)

- ・「関西広域環境保全計画」の推進

広域産業振興費(0.4億)

- ・関西広域産業ビジョン2011の改訂、ライフ・イノベーション分野の振興

広域防災費(0.2億)

- ・関西防災・減災プランの推進、関西広域応援訓練、災害時における被災地の広域応援対応